

令和5年度 第1回 城陽市環境審議会 議事録

日時	令和5年11月1日（水） 午前9時30分～午前11時45分	
場所	城陽市役所本庁舎2階 第1会議室	
議題	◆令和4年度環境測定結果について ◆令和4年度城陽市環境マネジメントシステム（J-EMS）実施結果について ◆城陽環境パートナーシップ会議事業報告について ◆（仮称）城陽市ポイ捨て禁止条例について	
出席者	委員	新川会長、中川副会長、北川委員、中原委員、田浦委員、弘本委員、岡本委員、河岸委員
	行政 （事務局）	森田市民環境部長、堤市民環境部次長、成田環境課長 谷口衛生センター館長、伊庭ごみ減量推進係長、太田主任

＜質疑等の概要＞

（以下、会長発言を「会」、委員発言を「委」、事務局発言を「事」とする。）

令和4年度環境測定結果について

事務局より説明。

- 委) 以前から、河川の表流水のpHが基準値を超過している。藻類のCO₂消費の影響でpHが基準値超過していると考えているのであれば、藻類の除去等の対応は考えていないのか。
- 事) 河川の管理は別部局となっており、浚渫は別部局で実施していると聞いているが、抜本的な対策は実施できていない。
- 委) 環境課から河川管理部局に測定結果の情報共有を行い、河川管理部局にて対応を行うことはできないのか。対応によって効果があれば、対応を続けていけばいいと思う。
- 事) 河川管理部局への情報提供等について、検討する。
- 会) pHについては、市内の河川水域だけでなく、海洋域の問題も世界的に生じている。庁内で情報共有や対策への働きかけ等について検討いただきたい。検討結果について、当審議会にて報告いただきたい。
- 委) 環境課でできる業務と河川管理部局でできる業務について、それぞれ教えていただきたい。
- 事) 市内の河川の全般的な管理をしているのが河川管理部局で、河川の水質測定を実施、公表しているのが環境課。測定結果を基に対応を実施するのは、河川管理部局となる。
- 事) 河川管理部局では、災害対策も含めて、堆積物が溜まりすぎると流量が減るのでその対応や、法面等の河川の状態を管理しており、環境課では水質測定を実施している。長谷川については、京都府において浚渫工事を実施しているので、今年度の測定において測定結果に変化があるかもしれない。測定結果を注視していきたい。

- 委) 藻類除去によるpHへの影響を確認した結果、藻類が原因ではないかもしれない。その場合は、他の原因を探っていくことができる。河川管理部局においては、環境に係る管理も重要だと考えるので、環境にも意識を向けてもらえるよう、環境課からの働きかけをお願いしたい。
- 委) 測定結果について公表されているとは思いますが、市民に分かりやすい形で伝えていく方法等は検討されているか。丁寧に調査をされていることが伝わればいいと感じており、また、基準値超えとなっている箇所があることも伝われば、その後の動きに繋げていきやすいのではないかと感じる。情報を共有することで、解決に向けて市民の関心を高めていくことができればいいのではないかと思う。
- 事) 測定結果については、例年12月頃に発行している環境報告書にて周知している。分かりやすい形で周知できないか、方法を検討する。
- 会) 測定結果について市民に分かりやすく周知することで、環境問題への関心を高めていくことができると考えるので、検討いただきたい。
- 会) 地下水測定において、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が基準値超過している。農薬や地下水脈の変化が影響している可能性も考えられることから、関係部局と連携し、原因究明や対策について検討いただきたい。
- 委) PFASの測定は実施されていないかと思うが、なぜか。
- 事) 原則として、河川の水質の管理は京都府が所管となっている。PFASについては、環境基準値が設定されておらず、暫定指針値の設定のみとなっている。府に対応方法を確認したところ、国の通知に基づきながら対応方法を検討していると聞いている。
- 事) 水道部局においては測定を実施しており、暫定指針値を下回っていると聞いている。

令和4年度城陽市環境マネジメントシステム(J-EMS)実施結果について

事務局より説明。

- 委) 指定管理等施設の中で、特に温室効果ガス排出量が多い施設はどこか。
- 事) 詳細な分析はしていないが、文化パーク城陽や総合運動公園だと思われる。指定管理等施設については、管理運営を委託していることから、J-EMSの範囲としているのはエネルギー使用量の報告のみとなっている。
- 委) 指定管理等施設では、エネルギー使用量の支払いが城陽市となっていることから、使用者や関係者の節電等に対する意識が低いのではないかと。また、運動公園や学校等において水銀灯を使用している施設が多いのではないかと思うが、水銀灯は、明かりがつくまでに数十分かかるため、こまめなオンオフがしづらく、電気消費も激しいので、LEDに変更することが望ましい。照明の設置状況について伺いたい。照明でもサブスクリプションでの導入は有効で、更新時の初期投資費用も不要。ぜひ検討を。
- 事) LED照明の設置状況について調査した結果、LED化率はかなり低いことが分かった。対応方法について検討している中で、業者からリースでのLED交換の提案があったため、関係各課に情報共有した上で、いずれかの施設でリースによるLED交換を進めることができないかと考えている。

- 会) 指定管理等施設についても、エネルギー使用の実態把握が必要となっているかと思う。
また、LED照明だけでなく、ボイラー、ガス等の各設備についても議論を進めていかなければならないと考える。
- 委) 電気代が高騰している中で、エネルギー使用量に対する早期の対策は、非常に重要だと考える。温室効果ガス排出量の削減効果には、電力排出係数の影響があると伺ったが、J-EMS実績報告書においては、関西電力の排出係数のみ記載いただいている。排出係数の低い電力会社と契約することで温室効果ガス排出量の削減効果があるとのことだったので、関西電力以外に契約されている電力会社の排出係数についても、教えていただきたい。また、今後の温室効果ガス排出量の目標値達成に向けての、電力対策について伺いたい。対策としては、機器更新による省エネ化や、再エネの設置等が考えられるが、PPAを活用し、予算を一切使用せず、太陽光・蓄電池・EVを導入した自治体もある。PPAであれば、予算なしでも対応可能な場合もあるので検討いただければと思う。学校では、断熱のワークショップが進んでいる。生徒主体の省エネ活動も重要だが、学校施設自体の性能が悪いと限界があるので、エネルギー削減と学びの環境改善のためにも、地域の工務店や生徒を巻き込み、施設改善等も検討いただければいいかと思う。
- 事) ほとんどの施設で関西電力と契約しているため、関西電力のみ掲載している。関西電力の排出係数が減少したことで、温室効果ガス排出量が減少している。エネルギー情勢が不安定な中で、環境に配慮した電気の選択を各部局に依頼することは、難しい状況となっている。今後、環境に配慮した電気の選択について、契約担当課に働きかけていきたいとは考えている。PPAを用いることで予算がかからず設備を設置できるとのことだが、太陽光発電設備について、国から各自治体に対し、設備の設置ポテンシャル等の調査を現在実施している。調査の中で、回答率が低率であったことから、国での検討はまだ進んでいない。今後の本市の計画等については、国の動向を注視する中で、市にとって最適な方法での取組を進めていきたい。ゼロカーボンの目標年度である2050年には、現在の子供たちが中心世代となることから、若い世代を巻き込んでの環境教育について検討していきたいと考えている。
- 委) 太陽光発電等の導入を上手く進めている自治体もあることから、国の動向を待たずに検討を進めてもいいのではないかと思う。アイデア出し等については、私たちも協力する。
- 会) PPAについては、環境課が音頭を取って、施設管理部局等に働きかけないと進まないと感じるので、対応を検討いただきたい。各学校への情報提供についても、積極的に進めていただきたい。
- 委) J-EMSマニュアルを改訂したとのことだが、どのあたりを改訂されたか。
- 事) J-EMSマニュアル、記録様式共に、大幅に変更している。昨年度までは、マニュアルや様式が複数に分かれており、複雑な状況となっていた。毎年度当初に各部署の担当者にマニュアルや様式を送付するが、年度によって担当者も変わるので、理解しやすいようにマニュアル・様式共にシンプルなものに変更した。外部アドバイザーからマニュアル改訂についての指摘もあったことから、この度改訂を実施した。

- 委) 本改訂は、D X化に繋がるものか。
- 事) 改訂はD X化とは関連はしていないが、D X化に繋げていけるところがあれば繋げていきたい。
- 委) 指定管理等施設についても、本マニュアル等に準拠した分かりやすい資料等があればいいのではないかと思う。指定管理者の公募の際の仕様書において、項目として記載していくことも大切ではないかと感じる。
- 事) 指定管理等施設に対しては、周知等できていない状況であるが、直接管理施設の常駐者に対しては周知を実施している。指定管理者に対しても何か通知等できないか、検討を進めていきたい。
- 会) 指定管理者の選定にあたっては、協定締結の中で環境管理について積極的に取り入れることで、J－EMSに順じた管理を進められるような内容を盛り込む方法もあるかと思うので、検討いただきたい。
- 委) J－EMSエコスクールについて、各学校にはどのように指導しているのか。
- 事) まず学期はじめに取組内容について各学校で設定いただき、年度末に振り返り等をしてもらうことになる。
- 委) 各学校での取組設定の時点で、環境取組について説明・指導をする必要があるのではないかと感じた。
- 事) エコスクールは、委員会活動の一環で実施している学校がほとんどであることから、学校における指導等は各校で実施いただけていると思う。
- 委) J－EMS実績報告で記載いただいている取組を実施するだけでなく、さらに踏み込んだ部分まで理解してもらうために、断熱のワークショップ等の活動を進めていけばいいのではないかと思う。
- 会) それぞれの学校の考え方の中で組み立てていくべきとの考え方はあると思うが、各学校でより良い方法を考えていく上で、エコスクールを通して各学校へ取組内容等を周知していくことが重要かと考える。各学校の取組が一層進むような情報提供や支援があればいいと思う。

城陽環境パートナーシップ会議事業報告について

事務局より説明。

- 委) デイリーエコチョイスは大学生も参加し、良くまとめられていると思う、一方で、温暖化対策を毎日コツコツ頑張ることで、我慢や不便に繋がり、実施すべき温暖化対策が進まないという弊害があると言われている。この点に留意いただいた上で、温暖化対策により環境改善や経済の活性化に繋がる等の内容も加味して周知していただければと思う。城陽市が魅力あるまちであるために、ゼロカーボンをどのように進めていくか検討していくことが必要だと考える。
- 委) マイボトル推進の取組を実施されているが、公共施設等に給水設備を導入する等の対応は検討しているか。

- 事) 公共施設において給水設備を設置する際は、衛生面に配慮する必要がある。他市町村の導入状況も確認しつつ、導入方法について検討していく必要があると考えている。パートナーシップ会議において、城南衛生管理組合とサントリーが共同で実施しているボトル to ボトルの取組の工場見学をさせていただいた。本見学にて勉強した内容をフィードバックできる仕組みについて、検討している。
- 会) 地域によっては、民間の衛生管理をしている施設で給水させてもらうような例も海外ではあるので、検討を進めていただきたい。
- 委) 環境フォーラム等の内容について、YouTube やHP 上での視聴環境構築は可能か。
- 事) 現状、配信は実施していない。
- 委) 取組結果を記録として残していくことと、市民への周知を行うことを目的として、配信について検討してみてもいいのではないか。
- 事) YouTube 配信は、有効な手段だと思われる。但し、撮影において不特定多数の方が映り込むことが問題ないのかという疑問があり、実施できていない。
- 委) 事前に YouTube 撮影を行う旨の通知等をしていけば、問題ないのではないか。
- 事) パートナーシップ会議において、検討を実施していきたい。
- 委) 講演会だけでなく、学習会等の様子も撮影し、参加者が参加していたことを後から見返せる記録があれば、活動が更に充実していくのではないかと思うので、検討いただきたい。
- 委) 若い世代の方は YouTube 等デジタルに精通していると思うので、パートナーシップ会議に若い世代を巻き込んでいけばいいのではないかと思う。国交省において、3Dの都市モデルのオープンデータ化を進めており、データの共有が大阪や兵庫で進んでいる。このようなデータを活用することで、城陽のまちについて、子供たちにも伝えやすいツールとなるのではないかと思う。
- 会) 都市の3Dモデルについては、全国的に活用が始まっているので、活用について検討していただければいいのではないかと思う。環境への影響や対策の見える化を実施していくことで、城陽市の状況についての市民周知や今後の施策の参考となることがあるのではないかと考えるので、検討を進めていただければと思う。環境問題についての大きな視点の変化が世界的に見られており、グリーントランスフォーメーションと呼ばれているように、考え方や行動の仕方が変わろうとしている中で、城陽市も率先して取り組んでいただきたい。環境は楽・儲かる・楽しいという取組が世界的に主流になりつつあることから、これらが見える化し、市役所が率先して進めていくことがポイントかと考えている。

(仮称) 城陽市ポイ捨て禁止条例について

事務局より説明。

- 委) 過料や指導は、現認できる場合に限るか。
- 事) 現認し、行為者が特定できる場合に限る。

- 委) 野良猫のふんが多い場所において、猫が来なくなるからという理由で、水路脇等に煙草の吸殻をあえて捨てている方がいるが、本条例の指導対象となるのか。
- 事) 吸い殻を置く目的や地域の方々の認知の有無等がポイントとなるかと思うが、地域の方からポイ捨てとして苦情申出があれば、まずは現場確認や聞き取りを行うことになるかと思う。「行為者がどういう理由、目的で捨てて(置いて)いるのか」「意図は猫避けだけなのか」「地域の方も皆了解されているのか」を判断し、その上で、ポイ捨てであると認められる場合は、本条例の対象となる可能性があると考え。現場でポイ捨てであると認めた上で、指導～過料の手続きを踏んでいくことになるので、まずは現場確認や聞き取りを行うことになる。また、土地の所有者の了解を得た上での行為なのかも確認すべきである。
- 委) 犬、猫のふんを用水路に捨てられていることがあるが、本条例の対象となるか。
- 事) 犬のふんについては、本条例の対象とはならないが、犬ふんに係る条例で対応している。猫のふんについては条例対象にはならないが、飼い猫であれば、動物飼養管理にかかる指導対象となる場合もある。動物の飼い方については、市と府で連携して対応している。
- 委) 令和6年4月1日から施行とのことで、施行まで半年を切っているが、周知方法はどのように検討されているか。啓発看板や防犯カメラを貸し出すとの記載があるが、看板の設置箇所数は決めているのか。防犯カメラはポイ捨て者の特定に使用するのか。
- 事) 12月議会の可決後、年明けから施行日までの時期を周知期間とし、まずはチラシ・ポスターでの周知を予定している。啓発看板や防犯カメラ等について、事業としてまだ決定しているわけではないので確定したことは言えないが、4月からすぐに貸し出すというわけではない。防犯カメラについては、ポイ捨てがある地域において、地域の方の了解を得た上で貸し出しを考えている。
- 委) 重点区域の箇所数は検討しているか。
- 事) 施行の段階で重点区域を定める予定はない。まずは市内全体において、ポイ捨て条例について広く啓発していく予定。他市の事例で重点区域を設定している場合もあるが、駅前等としていることが多い。このような先進事例や市内の状況を加味した上で、重点区域について検討していくことになる。
- 委) パトロールを実施する監視員は、誰が担うのか。市職員が行うのか。募集するのか。
- 事) 市の職員がパトロールをすることを検討している。
- 委) ポイ捨ては、市役所の勤務時間外に発生することも多いと思うが、勤務時間外であっても、苦情があれば監視員が現場に急行するのか。
- 事) パトロールは勤務時間内を想定しているが、苦情等があれば、臨時的に勤務時間外でも柔軟に対応できるような体制を検討している。なお、継続的な勤務時間外の対応までは困難。
- 委) 犬ふん条例の効果はあったと思うが、どの程度あったか。

- 事) 充分効果はあったかと認識している。市内全域の全時間帯を把握できているわけではないが、パトロール等の中でふんをされやすい地域が分かってきているので、これらの地域を重点的にパトロールしている。また、新たに苦情があった地域についても、パトロール地域に追加する等の対応を実施している。
- 委) 監視員の人数はどの程度か。市内全域をパトロールするのは、大変だと考える。
- 事) 監視員は2名1班体制でのパトロールを検討している。状況に応じて、環境課の職員が現場に出向くことも検討している。
- 事) 本条例は、取り締まるためではなく、市全体でポイ捨てを無くし美しいまち城陽を作ろうという理念を共有し、全体できれいにしていく中で、それでもポイ捨てを行う場合は最悪過料もあり得るという考え方であり、取り締まりは最終手段と考えていただきたい。
- 委) 幹線道路でのポイ捨てが多く、これらは市外の人によるものだと思うが、市外から訪れる者も本条例の対象となるのか。
- 事) 条例案第2条第5号のとおり、対象となる。
- 委) 市民がポイ捨てを目撃した場合、環境課への通報は可能か。
- 事) 通報は可能であるが、本条例はポイ捨てを防止することを目的としていることから、ポイ捨てのある地域においては、まずは看板や防犯カメラにてポイ捨て防止対策を行っていただくことになる。それでもポイ捨てがなくなる場合は、パトロール地域に加える等の対応を行うことになるかと思う。市内通過者には、看板等にてポイ捨てをしてはいけないことを認識してもらうことになるが、同様の人物が複数回ポイ捨てをしている場合は、ポイ捨てを現認した上で指導に繋げていくことになるかと考えている。
- 事) 過料まで規定していることから、過料を科す仕組みづくりはしているが、それが目的ではなく、きれいなまち城陽を市民や市外住民に認識してもらい、ポイ捨てを抑止していくことが理想であるが、それで対応できない場合の仕組みづくりはしていくことになる。
- 委) きれいだから捨てないということにならない人もいるかと思う。看板を設置されるのであれば、過料を明示してけん制するような記載をすることでポイ捨ての抑止効果に繋がるのではないかと感じる。
- 事) きれいなまちにするためにごみを捨てないとの啓発をしていきたい。「過料があるから捨てない」ではなく、「そもそも捨てない」という気持ちを持ってほしいと思っている。
- 委) 既存の地域の美化活動も大事と感じる。美化活動の推進にも力を入れて行ってほしい。
- 委) 自販機の傍には、相応のごみ箱を設置いただきたい。ごみ箱からごみが溢れているケースをよく見る。
- 事) ごみ箱の管理が行き届いていないケースもあると思うが、他所から持ってきたごみを捨てられているケースもあると思われ、設置することで逆に周辺の美化環境が損なわれる恐れもある。安易にごみ箱を設置していただきとは言えない。設置環境等によっては義務付けまでは困難であり、そういったことも加味しながら、その場で購入した商品から排出されるものを回収できる設備の設置をお願いしていくことになる。

- 委) 条例第2条で対象のごみについて羅列しているが、条例外に別表等の記載としないのか。条例内に記載すると、修正が入る度に条例改正しないといけないのではないか。
- 事) 条例改正とならないよう、想定されるものは幅広く記載するようにしている。廃棄物処理法との区分けができるよう、対象物を明記している。そもそもポイ捨て自体は廃棄物処理法の不法投棄にあたるため違法である。本条例は本市でポイ捨てとして特に多く見られるものを列挙している。
- 委) 改正が大変なので、と思って発言したことであるが、「等」という表現も多い。市の法令部局から指摘されていないか。
- 事) 「等」についての指摘はない。他の自治体でも同様の表現をしている。全てを列挙すると廃棄物処理法との区分けができなくなるので、明記した方がよいと言われている。
- 会) 別表に記載したとしても、別表改正時は条例改正が必要となるので、対象物の記載が条例内でも別表内でも、条例改正の視点からはあまり変わらないのではないかと思う。一般的な表現かと思う。
- 委) ごみ箱を設置することで色々なごみを捨てられて困るため、ごみ箱を撤去している場所も多いかと思うが、本条例ではどのようにごみ箱についての対応をお願いするのか。
- 事) 資源物を回収するための箱であることを理解していただいて、ごみを捨てる「ごみ箱」ではなく、資源物を回収する「回収設備」としての設置をお願いすることになる。他の物を入れられないように投入口を空カン用に小さくする方法など、他のごみが捨てられないような対策もお願いすることになると考える。
- 委) ごみ箱ではなく、資源回収箱等の表示にすることか。
- 事) その通り。
- 委) 駅に透明なごみ箱が設置されているのを見かけることがある。中が見えることで、ほかのごみを捨てにくくする効果がある。このような例を参考に、対応いただければいいのではないかと思う。
- 事) 参考にさせていただく。
- 会) 審議会としてポイ捨て条例の内容について確認をさせていただき、きれいなまち城陽を実現していくための条例として、内容について各委員からご賛同いただいたかと思う。今後、実際の事業実施の中で、見えてくることもあるかと思う。また、重点区域の設定や取り締まりについて今後検討していかないといけないと思うので、条例の進捗状況等について、当審議会について報告いただければと思う。

その他

- 委) エコ・アクション・ポイントの登録者数は伸びているか。
- 事) エコ・アクション・ポイントの開始後に大規模な会議等を実施していないため、徐々に登録者数が伸びている状況となっている。
- 会) 以上で本日の会議を終了します。

以上。